

震災遺構浪江町立請戸小学校  
指定管理予定者募集要領

浪江町教育委員会

# 目 次

1.	指定管理予定者の募集について	3
2.	施設の概要	3
3.	指定管理者の指定及び指定期間	4
4.	基本的な管理運営の方針	4
5.	管理業務の基準	5
6.	指定管理予定者が行う業務の範囲	5
7.	経費等に関する事項	5
8.	応募資格	6
9.	応募の手続き	7
10.	審査方法及び基準	8
11.	申請に関する注意事項	11
12.	申請スケジュール	12
13.	問合せ先	12

## 1. 指定管理予定者の募集について

震災遺構浪江町立請戸小学校は、平成23年に発生した東日本大震災による地震・津波・原子力災害の複合災害をうけた記憶・教訓を伝承し、次代の防災意識の向上に寄与する施設として位置付け設置されている。現在、本施設は町教育委員会による直接運営を行っているが、今後は指定管理者制度を利用し、施設の設置目的を達成するため、民間事業者の知識及び技術を活用しながら、柔軟なサービスの提供及び効果的・効率的な管理運営の推進を図りたい。

## 2. 施設の概要

### (1) 施設の名称

震災遺構浪江町立請戸小学校

### (2) 所在地

福島県双葉郡浪江町大字請戸字持平56

### (3) 請戸小学校 敷地面積16,940㎡

延べ床面積 3,178.96㎡のうち、展示ルート面積として842.06㎡

(ただし、今後展示エリアが増えた場合、該当部分の管理も含めるものとする。)

駐車場数：小型車20台、大型車4台、車椅子用2台

トイレ：男性用(小)2(大)洋2

女性用 洋3

多機能トイレ 1

### (4) 施設概要

震災遺構の校舎及び管理棟の2施設あり、令和3年10月に一般公開を開始、令和5年3月末までに74,098人が来館、令和5年8月には来館者100,000人を達成。

指定管理後は、年間約6万人の来館者数を想定。

(参考：令和4年4月～令和5年3月末までの来館者が54,513人)

#### 【震災遺構の位置づけ】

請戸小学校は、東日本大震災による津波の被害を受けた請戸地区の中で、当時の建物として唯一残った施設であり、震災当時の学校や児童・教員が避難した様子を展示パネルで紹介し、実際に津波により被災した校舎1階部分を直接内部から見る事ができる「震災遺構」として登録されている。福島県が推進するホープツーリズムの中でも「震災を知る施設」として位置づけられており、県内外、国内外を問わず多くの方が見学に訪れている。

#### 【震災遺構における収益】

(ア) 震災遺構入館料(全体で20名以上の場合、団体料金を適用する。)

一般 個人料金300円 / 団体料金250円

高校生 個人料金200円 / 団体料金150円

小中学生 個人料金100円 / 団体料金 50円

※ただし、条例の改訂により料金は変更となる場合があります。

(イ) 物品販売

後述する絵本のほか、震災遺構請戸小学校で作成しているオリジナルの缶バッジ、町刊行

誌の販売を行っている。また、指定管理者による独自の物品販売を可とする。

(ウ) その他、指定管理者の提案により実施する事

震災遺構浪江町立請戸小学校への来館者の増加、施設目的の遂行のため、町と協議の上、新しい企画を行い、独自の料金設定を行ってよい。(例：団体来館者への施設ガイドサービスを有料で行う等)

なお、上記(イ)の物品販売の売上については、以下の通りとする。

- (a) 町刊行書籍(町史・復興記念誌)及び絵本「請戸小学校物語」の売上については町の収入とする。売上精算の際、当該書籍の売上は別途計上して町に報告し、売上を納入すること。
- (b) その他の物品販売による売上は指定管理者の収入とする。

### 3. 指定管理者の指定及び指定期間

#### (1) 指定管理者の指定

町は指定管理予定者として選定された団体について、協定に関する事項の協議を行い、協定内容を定め、町議会の議決を経た後、当該予定者を指定管理者に指定する。

なお、町議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理予定者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、当該予定者を指定管理者として指定しない。この場合、指定管理予定者が応募に関して負担した費用及び開館準備のために負担した費用については、一切補償しない。

#### (2) 指定管理期間

令和6年10月1日(開始予定日)から令和11年3月31日までの期間を最初の指定管理期間とする。

期間終了の1年前には収支状況等の確認、協議の上、1年間の管理期間延長を可能とする。

### 4. 基本的な管理運営の方針

- (1) 震災遺構浪江町立請戸小学校は、震災の記憶・教訓を伝える震災遺構として活用しているため、震災当時の資料や関係者の証言、記録等を来館者に正しく伝えるように運営すること。
- (2) 請戸小学校の管理について創意工夫のある企画をし、来館者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的かつ健全な経営を図ること。
- (3) 本施設の特性を十分に理解し、指定管理者が持つ知識及び技術を発揮しながら、その特性を踏まえた管理運営を行うことで、適切な管理水準を確保すること。
- (4) 町及び関係機関と連携し、浪江町内のみに留まらない観光拠点として魅力あふれる地域の情報提供を推進すること。
- (5) 利用者が施設を利用することについて、その利用に際して平等かつ公平な取扱いをし、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (6) 施設や設備については、各種設備の位置、機能、特性を十分把握した上で、全ての施設をその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう、必要最低限かつ適正な維持管理を行

い、必要な保守点検を行うこと。

(7) 上記を踏まえた上で、国内外を問わず震災遺構の来館者が増える魅力ある企画・事業を提案、実施すること。

(8) 地震・津波等災害または人命に係わる事故発生に備え、事前に防災マニュアルを作成し、年に最低1回の避難訓練を行い、有事の際には入館者の安全確保を第一に避難誘導を行うこと。

## 5. 管理業務の基準

### (1) 管理区分

指定管理者は、校舎及び管理棟、事業地内の構造物、その他町と協議の上、決定した管理区分を対象に管理業務を行うものとする。

### (2) 営業時間、休館日及び利用料金について

毎週火曜日と年末年始期間（12月28日～1月4日）を閉館日とし、土・日・祝日は開館している。（火曜日が祝日となる場合は、当日を開館日とし、翌平日が振替閉館日とする。）

営業時間は9時30分開館～16時30分閉館（16時00分が最終入館）

ただし、指定管理者は町と協議の上、新たに開館日および閉館日を決定することができる。

### (3) 業務委託の再委託

清掃や設備の保守点検といった個々の具体的業務は第三者に再委託することができるが、本指定管理業務の全部を第三者に委託することはできない。

### (4) 職員の雇用と配置要件

各施設において適正に業務を遂行できる必要十分な知識及び技能を有する職員を確保し、必要な部門を組織し配置すること。また、職員の確保にあたっては地元から積極的な雇用に努めること。

### (5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、業務を遂行する上で関連する法令の定めに従うほか、規則、覚書、基本協定書、年度協定書及び町が指示する事項を遵守しなければならない。

## 6. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、以下の(1)～(7)とする。個別具体的内容については、別冊仕様書を確認すること。

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 入館料等の徴収業務

(3) 施設の利用促進と許可に関する業務

(4) 施設の防火・防災対策等、安全管理に関する業務

(5) 施設及び設備の維持管理及び運営に関する業務

(6) その他、施設の管理運営及び指定管理業務を行う上で必要な業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、町が必要と認め、指定管理者と協議により定める業務

## 7. 経費等に関する事項

(1) 収支計画の考え方

来館者数及び入館料、物品販売、その他独自の事業を実施する場合はそれを含めた収入と、運営に係る諸経費を計算して収支計画とすること。

なお、指定管理者は町が負担する経費の圧縮を目指し、年度ごとに施設の収支内容を改善できるよう、創意工夫すること。

## (2) 指定管理料

指定管理料の額については、業務遂行に必要な諸経費について各年度毎年度について、4月1日～翌年3月31日までを1年度とする。浪江町の予算範囲内において年度協定により決定する。ただし、各年度毎の上限額は6,600,000円の予定とするほか、指定管理開始年度において管理期間が1年間に満たない場合、当該年度の指定管理料の上限は、指定管理期間1か月につき550,000円とする。

なお、施設運営に係る各種費用負担については、別紙仕様書上の費用分担表のとおりとする。

## (3) 指定管理料の変更

町の求めに応じて指定管理者が実施する業務を変更した場合や、社会経済情勢の大幅な変動により入館者数に影響が出た場合および条例の改正により入館料の額に変動が発生した場合は、町と指定管理者との協議により指定管理料を増額または減額できるものとする。

町と指定管理者の協議額が整わない場合、町が指定管理料の額を決定できるものとする。

## (4) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、各年度末の業務報告後に支払う。ただし、指定管理者の求めにより、各年度につき1回のみ、指定管理料の6割を上限として概算払での支払いを可能とする。

## 8. 応募資格

下記の(1)～(3)すべてを満たす団体とする。

(1) 団体または複数の団体で構成された共同事業体（以下「共同事業体」という）とし、法人格を有すること。なお、共同事業体で応募する場合は、下記の点に留意すること。

ア 共同事業体の名称を設定し、代表者となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の代表又は構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ 共同事業体で応募する場合は、所定の様式（様式第4号～第5号）を提出すること。

(2) 団体または共同事業体の代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続をしている者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号以下「自治法」という）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
  - オ 暴力団、暴力団員等と関係のある者
  - カ 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - キ 団体及び共同事業体の代表者が国税及び地方税等を滞納している者
- (3) 施設運営管理に必要とする職員数の確保が可能な団体であること。

## 9. 応募の手続き

### (1) 資料の配布

令和 6 年 4 月 22 日（月）～令和 6 年 6 月 3 日（月）の期間において「指定管理予定者募集要領」、「仕様書」、「様式集」を、浪江町復興まちづくり支援施設（ふれあい交流センター）内生涯学習課窓口及び浪江町ホームページ上で配布する。

（紙資料の配布は、午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時。ただし、土・日・祝日を除く。）

### (2) 施設の現地説明会

5 月 17 日（金）、下記①②の時間に事務局による震災遺構請戸小学校現地説明会を行う。

① 午前 10 時 30 分～ ② 午後 1 時 30 分～ 計 2 回（各 1 時間程度）開催予定。

参加希望者は 5 月 7 日（火）午後 5 時までに、参加人数及び希望する時間を事務局に申し込みのうえ、当日、現地管理棟で受付を行うこと。（事前に申し込みがなかった時間帯には開催しないため、説明を希望する場合は必ず期日までに申し込むこと。）

なお、説明会への参加・不参加の状況は、審査には一切影響しない。

### (3) 質問及び回答

#### ア. 応募に関する質問について

令和 6 年 4 月 22 日（月）～ 令和 6 年 5 月 23 日（木）午後 5 時までを質問期限とする。

「募集要領等に関する質問書」（様式第 1 号）に記入後、持参あるいは電子メールにて（5）提出先へ提出すること。

#### イ. 質問に関する回答

質問に対する回答は、令和 6 年 5 月 28 日（火）までに町ホームページで随時公表する。

### (4) 申請書類の提出

下記書類を正本 2 部、副本 1 0 部（副本はコピー可、ただし、副本には企業名を一切掲載しないこと。）作成の上、A4 縦型フラットファイルに綴じ込み、下記受付期間内に持参あるいは郵送にて提出すること。郵送の場合、期間内必着のこと。

受付期間 令和 6 年 4 月 22 日（月）～ 令和 6 年 6 月 3 日（月）午後 5 時まで

1	募集要領等に関する質問書	様式第 1 号	
2	指定管理予定者指定申請書	様式第 2 号	
3	法人登記簿の謄本		
4	団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類		任意様式

5	申込資格に関する申立書	様式第3号	
6	国税及び地方税の納税証明書（募集要領の配布開始日以降に交付されたもの）		
7	（納税義務がない場合）納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書	様式第3号	
8	共同事業体構成員届出書	様式第4号	※グループによる応募の場合に限る
9	参加事業者連絡先一覧表	様式第4-1号	
10	共同事業体協定書（任意様式）		
11	委任状	様式第5号	
12	事業計画書及び収支計画書	様式第6号	

(5) 提出先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町40-1  
浪江町教育委員会 生涯学習課 社会教育係  
電話 0240-23-5601 メール namie43010@town.namie.lg.jp

(6) 応募の取り下げ

申請書提出後に申請を取り下げる場合は、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

10. 審査方法及び基準

(1) 審査方法

指定管理予定者の選定は、本要領に基づき行う。

選定審査は、提出書類による一次審査（書類審査）を行い、後日二次審査（提出書類の内容に基づくプロポーザル審査）を用いて行う。

二次審査の日時、場所については、一次審査を行った後、当該業者に別途通知する。

なお、応募者の選定内容及び審査結果の概要等を町ホームページ等で公開する場合がある。

○一次審査（書類審査）

事務局により、必要な申請書類が全て存在し、かつ不備がないか、また応募資格、応募条件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の確認を行った後、審査委員会による書類審査を行い、合計配点の6割以上を獲得し、特に優れていると判断された業者（上位3業者まで）において別途二次審査を行う。

○二次審査（プロポーザル審査）

提出資料を基に、応募事業者によるプレゼンテーションおよびヒアリング審査を行う。

プレゼンテーションにおいて、パワーポイントの使用は可能とするが、スライドの内容は提出した資料の抜粋、または拡大表示の資料とし、応募時の資料と別の内容を説明資料として持込むことは不可。プレゼンテーションは合計で20分以内、質疑応答は20分程度とし、説明に参加できる人



数は1参加団体につき3名以内とする。

なお、二次審査開場では事務局側でプロジェクター、HDMIケーブル1本、電源コードを準備するが、その他プレゼンテーションに必要な機材（ノートパソコン、ポインター等）は応募事業者が準備すること。

## （2）審査基準

選定にあたっては別表のとおり審査項目、審査の観点及び配点を定め、施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成できる団体を選定する上で最適と考えられる審査基準を設定する。

## 別表

一次審査（書類審査）		
審査項目	審査の観点	配点
施設管理の基本方針の理解	町が示した施設の設置目的及び基本的な管理運営の方針に合致しているか	30
	震災遺構としての運営をするうえで、来館者へ震災の教訓を伝え、防災意識の向上に寄与するための企画を持っているか	
類似施設の管理実績	過去5年間、他の震災遺構等、または公共施設を管理運営した実績があるか	5
来館者増加に向けた取り組み	利用者の増加を図るための具体的な方策及び期待される効果があるか	20
	施設の魅力を高めるための効果的な事業が計画されているか	
施設の維持管理	施設の維持管理計画は、適正であるか	10
	環境の保全について適正であるか	
収支計画	収支計画は提案された事業計画と整合しており、達成の可能性は妥当であるか	15
	収入を増加させるための取組は妥当であるか	
	町の経費を圧縮できる見込みはあるか	
組織・体制	管理にあたる組織や人員体制は妥当であるか	5
危機管理	災害防止及び発生した場合の対応が明確か	5
経営基盤	施設の管理運営を安定的に行うための財務能力はどうか	5
地域連携	町や関係機関との連携のための具体的な提案がされているか	15
総合評価	その他提案にかかる総合的な評価	20
合 計 配 点		130

二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）		
審査項目	審査の観点	配点
プレゼンテーション・ヒアリング	説明内容が申請書類の内容をよく補完しており、募集要領等をよく理解できているか	50
	指定管理事業に意欲的に取り組む姿勢が感じられるか	
	簡潔明瞭な説明がされているか	
	ヒアリングに対する受け答えは納得できる回答がされたか。	
合 計 配 点		50

(3) 結果及び通知

審査委員会による一次、二次審査の合計点を基に、浪江町指定管理者選定委員会により指定管理候補者の指定を行い、決定された団体及び決定されなかった団体にそれぞれ通知を行う。

(4) 候補者指定後のスケジュール

指定管理者候補となった団体について、浪江町議会（令和6年9月議会を予定）における議案として提出し、議決された場合に指定管理者として決定される。

(5) 審査対象からの除外

各団体において、以下のいずれかに該当した時点で審査対象から除外する。

- ア 提出された書類に虚偽または不正があった場合
- イ 審査に対して不当な要求を申し入れた場合
- ウ 審査書類提出後から審査決定までに審査委員に対し個別に便宜を図る接触があった場合
- エ 募集要領に違反または著しく逸脱した場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ その他、町が不正行為と判断した場合

(6) 協定の締結について

指定管理者として決定後、次に掲げる事項を定め、基本協定として締結する。

- ア 指定管理の期間（指定管理開始日から令和11年3月31日まで）
- イ 入館料、開館時間、休館日等に関する事項
- ウ 指定の取消し等に関する事項
- エ 事業の継続が困難となった場合の措置
- オ 指定管理期間終了後の事務引継ぎに関する事項
- カ その他町長が必要と認める事項

また、指定管理期間の各年度ごとに次に掲げる事項を定め、年度協定として締結する。

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 当該年度の指定管理料の額および支払い方法に関する事項
- ウ 事業報告に関する事項
- エ その他町長が必要と認める事項

11. 申請に関する注意事項

(1) 共同事業体の場合

複数の事業者が共同事業体を作り申請を行うことができるが、必ず代表者を定めること。

なお、申請後において代表者及び構成団体の変更は原則として認めない。

ただし、止むを得ない理由があり町が業務遂行上支障ないと判断した場合はこの限りではない。

(2) 複数申請の禁止

1 事業者につき 1 つの申請とする。なお、共同事業体が申請する場合、その共同事業体の構成団体は、他の共同事業体の構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(3) 費用負担

申請書類の作成及び申請に要する費用は、全て申請者負担とする。

(4) 再提出等の禁止

提出した申請書類を再提出、差し替えは原則認めない。ただし、事故等止むを得ない事情が生じた場合は、速やかに事務局に届け出ること。なお、いかなる場合においても提出した後の事業計画書及び収支計画書に関する変更はできない。

(5) 申請書類の取り扱い及び著作権

提出された申請書類は、返却しない。また、町が提示する仕様書等の著作権は町に帰属し、応募者の提出した書類の著作権は各応募者に帰属する。なお、町が必要と認めるときは、町は提出された書類の全部又は一部を無償で公開できるものとする。

1 2. 申請スケジュール

募集から予定者選定までのスケジュールは以下のとおり

内容	日程
指定管理予定者募集要領の公開・配布	令和6年4月22日(月)から 令和6年6月3日(月)まで
施設の現地説明会	(令和6年5月7日(火)までに事前申込必須) 令和6年5月17日(金) 午前・午後各1回 ①午前10時30分～ ②午後1時30分～ ※ただし、申し込みがなかった時間は開催しない
応募内容に関する質問の受付	令和6年4月22日(月)から 令和6年5月23日(木) 午後5時まで
質問に関する回答	令和6年5月28日(火)までに 町ホームページ上にて随時公開
申請書の提出	令和6年4月22日(月)から 令和6年6月3日(月) 午後5時まで
一次審査(提出書類による審査、採点) 及び二次審査の日時の通知	令和6年6月6日(木)頃予定
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年6月14日(金) 午前中開催予定
指定管理予定者の選定	二次審査後、採点結果を基に、浪江町指定管理者 選定委員会により決定。

### 13. 問合せ先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町40-1  
浪江町教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係  
電話 0240-23-5601 FAX 0240-23-5602  
メール [namie43010@town.namie.lg.jp](mailto:namie43010@town.namie.lg.jp)